

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準について

1. 経緯

平成7年に制定された腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準については、阻血時間の短縮のため、都道府県内配分を中心とすること、及び小児患者並びに長期待機患者の優先度を上げることなどを考慮し、平成14年1月に選択基準の改正を行った。

その後、平成21年7月の「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、平成22年1月、選択基準における親族への優先提供に関する規定を定めた。

（改正の議論）

平成13年	2月	第1回臓器移植委員会（腎臓移植の現状について議論）
	5月	腎臓移植に関する作業班において議論（第1～5回）
	12月	第5回臓器移植委員会（改正案について了承）
平成14年	1月	選択基準の変更 ～新たな基準で運用
平成21年	11月	第1回腎臓移植の基準等に関する作業班において議論
平成22年	1月	選択基準の変更 ～新たな基準で運用

2. 現状

基準改正後の腎臓移植の実施状況等については資料3のとおり。

3. 検討のポイント

平成21年11月の作業班で出された主なご意見は以下のとおり。

- (1) HLA型の適合度の評価について
- (2) 待機日数の評価について
- (3) 小児待機患者への対応について